

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付サービスに関する規約（案）

- 第1章 総則
 - 第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込
 - 第3章 個人情報の取扱い等
 - 第4章 セキュリティ
 - 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

（規約の適用）

第1条 市区町村（以下「規約同意者」という。）は、規約同意者の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等のキオスク端末における自動交付（以下「接種証明書コンビニ交付サービス」という。）の実施に関し、本規約が適用されることに同意するものとする。

（用語の定義）

第2条 本規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 規約同意者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書を交付する際に必要となる個人番号カード
- (2) コンビニ事業者等 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が証明書等自動交付サービス契約特約合意書等を締結するコンビニエンスストア事業等を行う者
- (3) 取扱店 コンビニ事業者等の直営店及び加盟店（コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結している法人が存在する場合はその直営店及び加盟店を含む。）
- (4) キオスク端末 不特定多数の人がタッチパネル等の簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置
- (5) 利用者 接種証明書コンビニ交付サービスを利用するための手続が完了した個人番号カードを使って、キオスク端末から接種証明書コンビニ交付サービスを利用する者
- (6) 証明書交付センター 規約同意者とコンビニ事業者等とを中継するための機構が運営するデータセンター
- (7) コンビニECセンター キオスク端末事業者が管理運営するデータセンター
- (8) 証明書データ 利用者の申請により交付された接種証明書を印刷するための電子化されたデータ

（各主体の規約上の関係）

第3条 機構、デジタル庁及び規約同意者の規約上の関係は次のとおりとする。

- (1) 機構とデジタル庁との関係

機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの提供に必要なコンビニ事業者等との調整（コンビニ事業者等へのキオスク端末の提供事務の委託及び証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能の一部をコンビニ事業者等へ提供するための調整を含む。）及び取りまとめを行う。加えて、機構は、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能が稼働する環境となるシステム、ネットワーク等を運用する。デジタル庁は、機構が設置する証明書交付センターのシステムの環境に接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を追加するとともに、これを運用する。

- (2) 機構と規約同意者との関係

機構は、本規約に基づき、デジタル庁と連携し、規約同意者に対して接種証明書コンビニ交付サービスを提供する。

(3) デジタル庁と規約同意者との関係

デジタル庁は、本規約に基づき、機構と連携し、接種証明書コンビニ交付サービスの一部として、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を規約同意者に対して提供する。

(規約の変更)

第4条 機構及びデジタル庁は、本規約を変更することができる。本規約が変更された後の接種証明書コンビニ交付サービスの利用に関しては、変更後の本規約によるものとする。

2 機構及びデジタル庁は、本規約を変更するときは、事前にその内容を規約同意者に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 機構は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の規約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしたと認められる。

(5) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

2 機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて規約同意者の信用を毀損し、又は規約同意者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(関係法令等の遵守)

第6条 機構、デジタル庁及び規約同意者は、関係法令等を遵守し、本規約に基づき、協力して誠実に接種証明書コンビニ交付サービスを履行しなければならない。

(取扱店におけるキオスク端末の提供事務の取扱い)

第7条 機構は、デジタル庁と連携し、キオスク端末を利用者が自ら操作することにより交付申請を行い、規約同意者の接種証明書の交付を受けられるサービスを提供するものとする。

2 機構は、デジタル庁及び規約同意者と連携し、接種証明書の交付申請を受け付け、証明書データを作成するためのシステムをコンビニ事業者等に提供するものとする。

3 キオスク端末は、利用者の操作により、個人番号カードを読み取り、本人認証を受けた後、接種証明書の交付申請及び所要の申請内容の入力を受け付けるものとする。

4 キオスク端末は、規約同意者から交付された証明書データを受信し、利用者による定められた発行

料の支払を確認の上、接種証明書を出力するものとする。

- 5 キオスク端末は、利用者に発行料が記載された領収書を発行するものとする。
- 6 キオスク端末は、交付業務の完了結果を規約同意者及び機構に通知するものとする。

第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込

(サービス申込)

第8条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施を希望する規約同意者は、サービス開始日の●営業日前までに証明書交付サービス参加申込を行うものとし、当該参加申込をもって、本規約に同意したものとみなす。

(接種証明書コンビニ交付サービスの提供)

第9条 機構は、別途示すサービス開始日から、接種証明書コンビニ交付サービスを提供するものとする。

(サービス実施の停止)

第10条 規約同意者は、機構及びデジタル庁が別途示す方法・時期において、あらかじめ接種証明書コンビニ交付サービスの実施を停止したい旨を機構及びデジタル庁に通知することにより、当該サービスの実施を停止することができるものとする。

(新規参加コンビニ事業者等への対応)

第11条 キオスク端末の提供事務等の提供事業者として新たなコンビニ事業者等を追加する場合、機構は、所定の手続きをもって参加申請を受け付け、参加条件を満たしていることを確認した上で、参加を認めるものとする。

- 2 新たなコンビニ事業者等の参加を認める場合は、規約同意者に周知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(料金等)

第13条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施に当たっての規約同意者の料金は、当面、無料とする。
2 利用者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書の交付を受けるために支払う発行料は、証明書1通当たり120円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(サービス提供時間)

第14条 接種証明書コンビニ交付サービスの提供時間は、午前6時30分から午後11時0分まで(年中無休。故障対応を含むメンテナンス時間は除く。)とする。

- 2 機構及びデジタル庁は、コンビニ事業者等の管理するシステムの保守等により、接種証明書コンビニ交付サービスの停止が必要な場合は、前項の提供時間外で実施することを前提とする。
- 3 機構及びデジタル庁は、やむを得ない事情又はシステム障害等が発生したことにより接種証明書コンビニ交付サービスを停止させる必要が生じた場合は、規約同意者に通知の上、キオスク端末の画面又は店舗の案内により、利用者に告知するものとする。

(取扱店でのサービス提供)

第15条 取扱店に設置するキオスク端末は、その画面上において、接種証明書コンビニ交付サービスの選択ボタンを表示するとともに、利用者にコンビニ交付の取扱いを告知するものとする。

- 2 取扱店は、次の各号に該当する場合は、接種証明書コンビニ交付サービスを提供できないものとし、取扱いできない旨をキオスク端末の画面上に表示するものとする。
 - (1) 個人番号カードの破損、汚損等により読取りができない場合、その他個人番号カードに起因する障害等がある場合

(2) 証明書交付センター又は規約同意者のサービス提供時間外の場合

(履行場所)

第 16 条 接種証明書コンビニ交付サービスの履行場所は、機構の所在地、コンビニ事業者等の所在地及び取扱店の所在地とする。

(接種証明書等の置き忘れ時の対応)

第 17 条 キオスク端末から交付された接種証明書又は個人番号カードを利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、原則、取扱店では、遺失物として警察に届けるものとする。

2 取扱店は、利用者が置き忘れた接種証明書又は個人番号カードを、利用者以外の者が取得し、悪用した場合でも、その責任を負わないものとする。

(事故発生時等の対応)

第 18 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行に当たり、事故の発生を確認したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちに相手方に連絡をするとともに、相互に協力して必要な措置を講じるものとする。

2 キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のキオスク端末へのデータ送信に関しては、デジタル庁及び機構が責任を負うこととし、キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のデータ送信に関して事故が発生した場合、デジタル庁及び機構は速やかに事態の全容解明及び早期解決に努めるとともに、規約同意者に状況を報告するものとする。

(苦情又は照会への対応)

第 19 条 接種証明書の内容に関しては、規約同意者が責任を負うこととし、これに関する苦情又は照会に対しては、規約同意者が対応するものとする。

(証明書交付完了通知の伝送)

第 20 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書の交付が完了した都度、完了通知をワクチン接種記録管理システム（VRS）に伝送するものとする。

(証明書データの消去処理)

第 21 条 機構、デジタル庁及びコンビニ事業者等は、接種証明書の印刷終了後、証明書データを消去するものとする。ただし、ワクチン接種記録管理システム（VRS）にて管理している証明書の発行元データを除く。

第 3 章 個人情報の取扱い等

(個人情報の秘密保持義務)

第 22 条 機構及びコンビニ事業者等は、個人情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。契約の期間満了後又は解約・解除後も同様とする。

(対象となる個人情報)

第 23 条 前条の個人情報とは、次に掲げる接種証明書コンビニ交付サービスの利用者の情報を指す。なお、紙媒体に記載されているものであるか、又は電子計算機等のシステムにより処理されているものであるかは問わない。

- (1) 接種証明書コンビニ交付サービスにより出力された接種証明書
- (2) 前号の接種証明書を交付することにより作成される一切の文書

(個人情報保護に関する管理体制)

第 24 条 機構は、コンビニ事業者等に対して本規約の内容を十分理解し実践する能力のある者のうちから個人情報取扱責任者を選定し、接種証明書コンビニ交付サービスを行うこととする。なお、コンビニ事業者等は、個人情報取扱責任者を選定して、個人情報保護の徹底が図られるよう接種証明書コンビニ交付サービスの履行に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行わせるものとし、その責任を負うものとする。

第 4 章 セキュリティ

(セキュリティ対策)

第 25 条 機構は、セキュリティ対策について、機構が定める別紙「証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について」をコンビニ事業者等に遵守させるものとする。

第 5 章 雑則

(管轄裁判所)

第 26 条 機構、デジタル庁又は規約同意者との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 27 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じたときは、必要に応じて規約同意者の意見を聴取した上で、機構及びデジタル庁の間で協議し定め、規約同意者に示すものとする。

附 則

本規約は、令和 4 年●月●日から適用する。

別紙

証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について

1 コンビニECセンター

コンビニECセンターは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止すること。
- (2) 外部接続用ファイアウォールによって外部ネットワーク及び内部ネットワークから隔離された区域（以下「DMZ」という。）を設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することにより、「DMZ－外部事業者等」及び「DMZ－取扱店」の通信のみを許可し、「外部事業者等－取扱店」の通信は禁止すること。
- (3) 前項のDMZにコンビニ取扱店ネットワークと証明書交付センターを中継するための機能を有するサーバを設置し、セキュリティリスクを低減すること。

2 取扱店ネットワーク

取扱店ネットワークは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除すること。
- (2) 通信時に証明書データを暗号化（SSL）すること。
- (3) 店舗ネットワークとの接続は全てコンビニECセンター経由とし、コンビニECセンターで許可された通信のみ接続可能とすること。
- (4) 毎年セキュリティ診断を実施すること。

3 取扱店内システム

取扱店内システムは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) ルータ等のネットワーク機器は、警備会社等が保有する鍵により施錠管理すること。
- (2) 取扱店ルータによりプロトコルレベルで取扱店内通信を制限すること。
- (3) 取扱店のオーナー及び従業員は、ストアコントローラー等のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (4) 取扱店内無線ネットワークは、認証セキュリティを採用するとともに、取扱店に設置する端末装置（以下「キオスク端末」という。）と接続しない仕組みとすること。

4 キオスク端末

キオスク端末は、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 個人番号カード又は住民基本台帳カードを利用すること。
- (2) 証明書データは、セキュリティソフト（ISO/IEC15408 認証の取得必須）により、印刷後、キオスク端末から消去すること。
- (3) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末にアクセスすることを、鍵により物理的に排除すること。
- (4) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末のシステムにアクセスすることを、パスワードにより排除すること。
- (5) キオスク端末による証明書等の交付日時等をログにより保存すること。
- (6) 取扱店のオーナー及び従業員は、キオスク端末のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (7) キオスク端末の障害発生時には、取扱店レジ及びキオスク端末保守センターへの自動通知等により適切に対応できること。

- (8) ストアコントローラー等によりキオスク端末の接続状況を監視すること。
- (9) 証明書等自動交付事務に携わる事業者に ISMS 認証の取得を推奨すること。
- (10) 取扱店の店主による不正行為は、フランチャイズ契約により禁止すること。
- (11) 取扱店の従業員による不正行為は、就業規則により禁止すること。
- (12) 取扱店内に監視カメラを設置すること。

都立・公社病院「コロナ後遺症相談窓口」の相談データ分析

東京iCDC後遺症タスクフォースにおいて、「コロナ後遺症相談窓口」相談データをもとに、**オミクロン株と見込まれる新型コロナウイルス感染者**の罹患後症状（いわゆる後遺症）について、分析を実施。

相談実績の概況

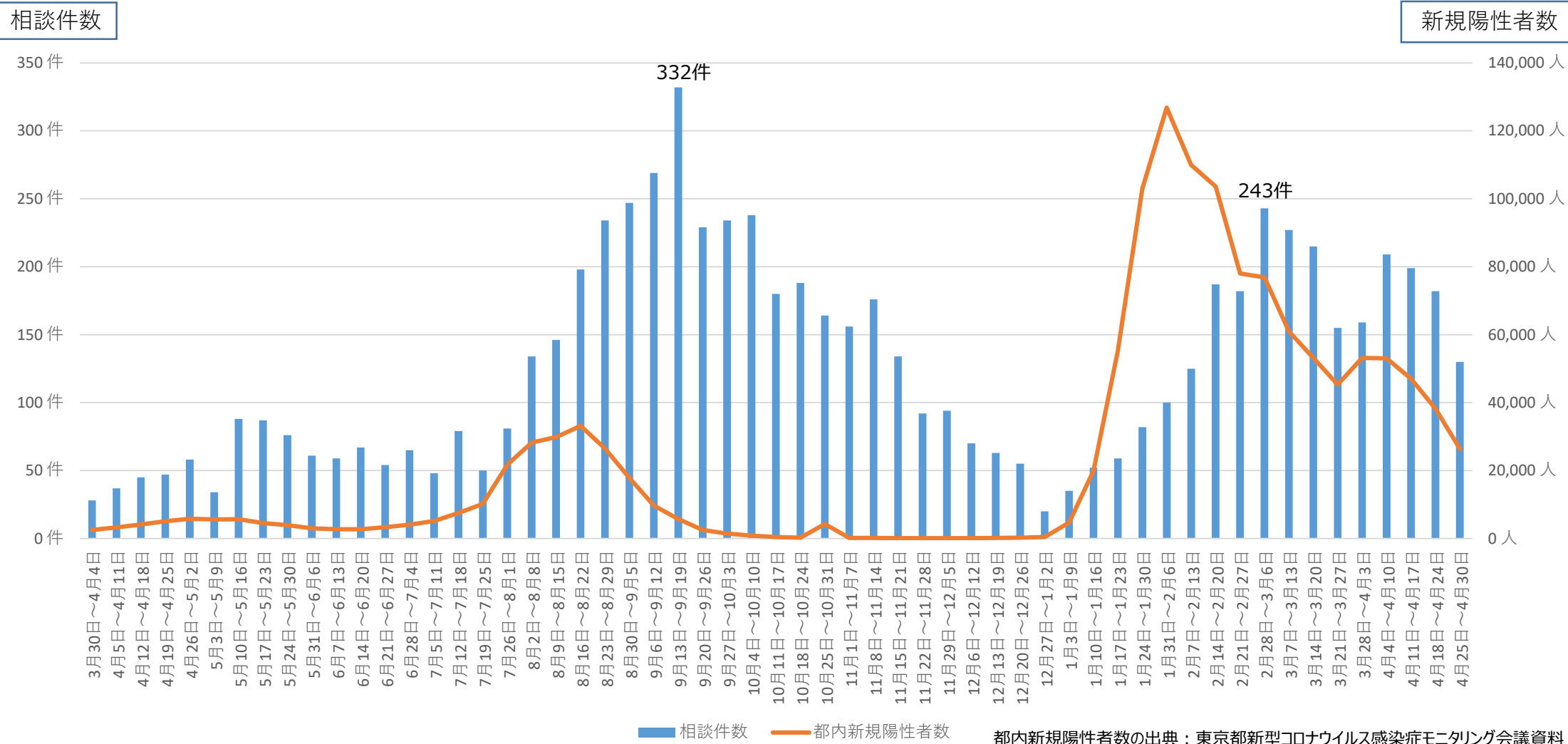
- **相談件数**：7,258件（令和3年3月30日～令和4年4月30日）
- **実施病院**：都立・公社病院 計 8 病院
- **対象者**：新型コロナウイルス感染症と診断（PCR検査等で陽性）されてから、何らかの症状がある方
- **相談方法**：病院の患者支援センターの看護師等による電話相談

分析対象データ

- **分析件数**：2,039件（陽性判明日が令和4年1月1日～令和4年4月30日）
- **1件当たりの平均相談時間**：約10分

※ 電話相談で相談者から聞き取った情報であるため、相談者の情報の全てを正確に把握できていない可能性があることに留意が必要

1 相談件数の推移

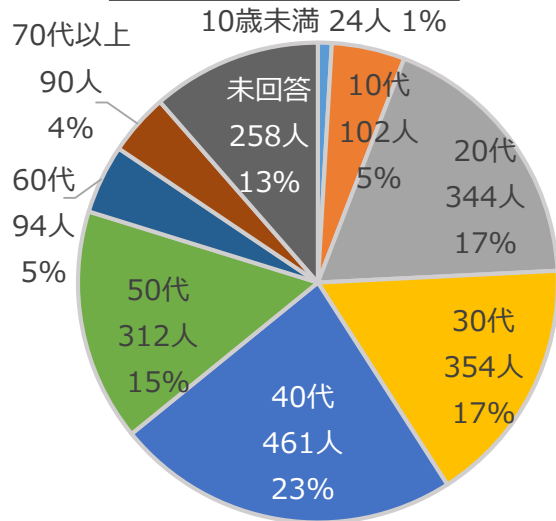


- オミクロン株による感染拡大の影響で、今年1月以降の相談件数は急増し、ピークの週（2月28日～3月6日）では、243件の相談があった。
- 新規陽性者数の減少とともに、相談件数も減少傾向にあるが、件数は高い水準で推移している。

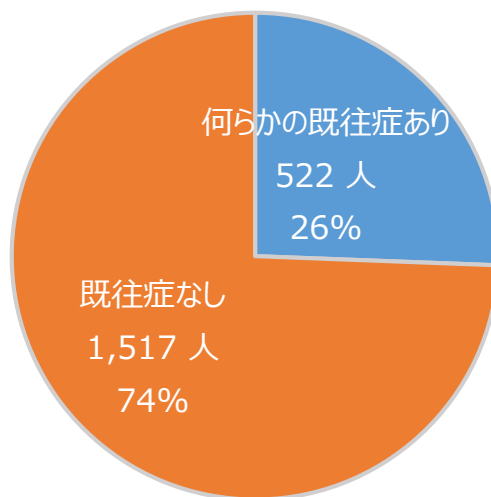
2 相談者の基本情報

(オミクロン株n=2,039、デルタ株以前n=3,857)

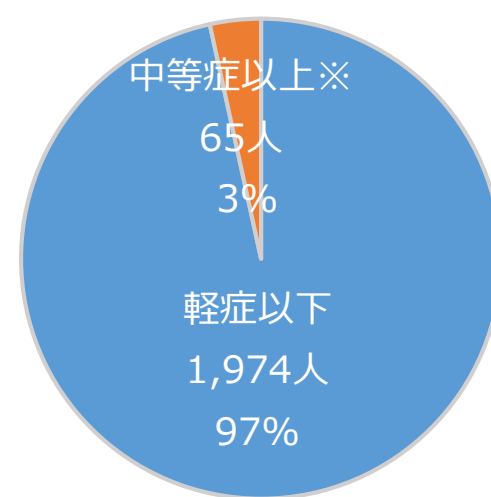
年齢構成



既往症(基礎疾患含む)の有無



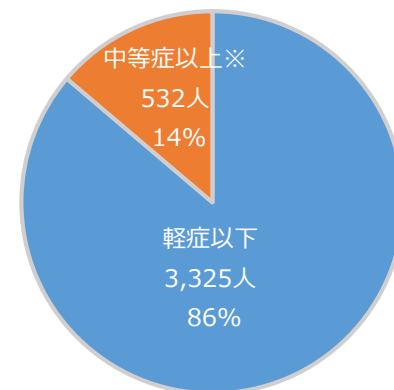
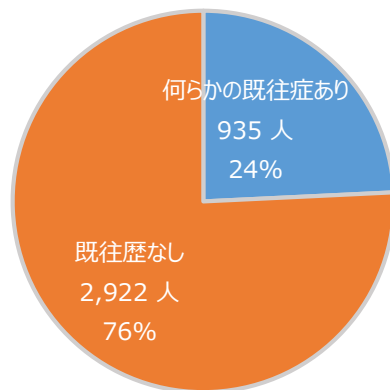
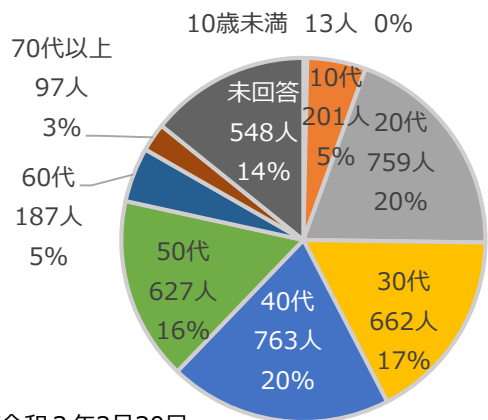
コロナ罹患時の重症度



※中等症以上：コロナ発症時に、
①肺炎診断
②酸素投与
③抗ウイルス薬投与
④ステロイド薬投与
⑤人工呼吸器
⑥ECMO
の診断や治療を1つ以上受けた者
※相談者の自己申告であることに留意することが必要

オミクロン株

(参考) デルタ株以前※

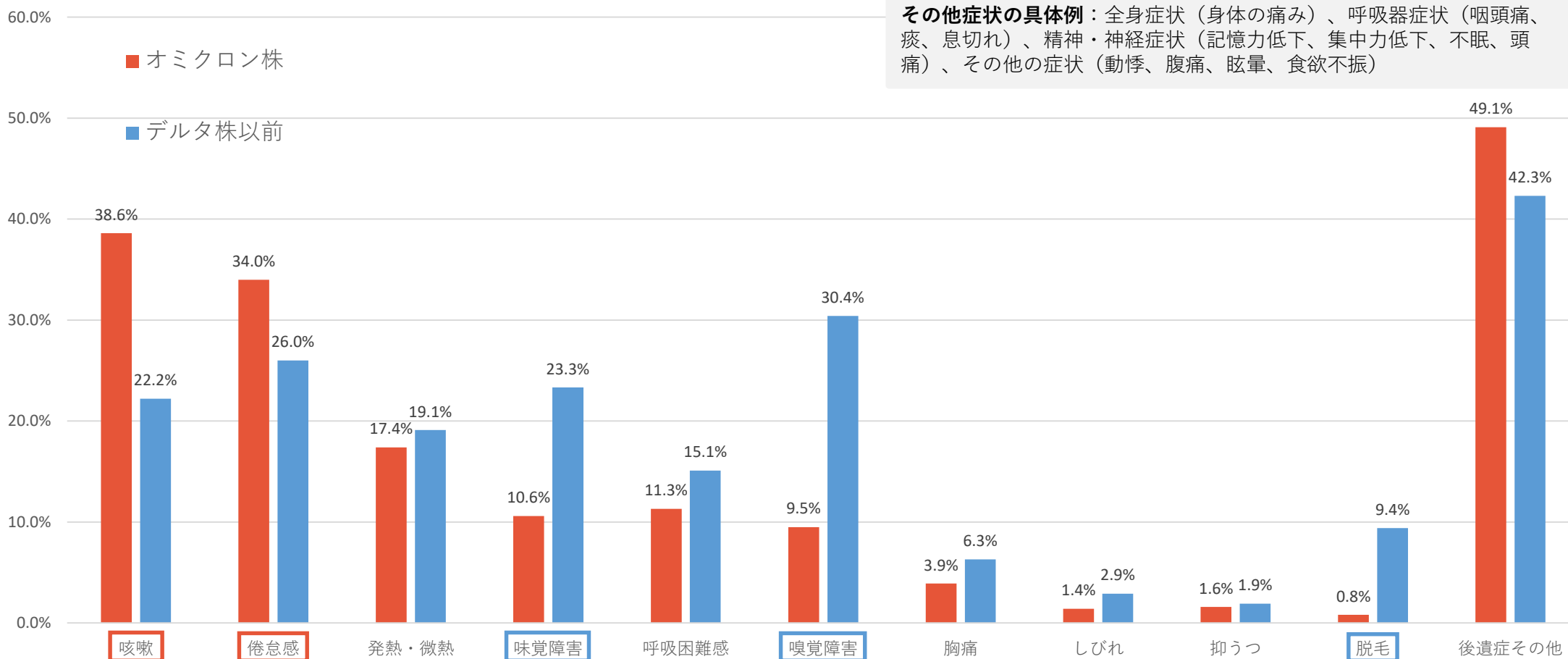


※相談日が令和3年3月30日
～令和3年10月31日の相談データ

- 「年齢構成」及び「既往症の有無」は、デルタ株以前のデータとの顕著な差はみられず、オミクロン株においても、20代以下の若い年代が23%を占め、既往症がない方は相談者の74%であった。
- 「コロナ罹患時の重症度」は、軽症以下の相談者が97%と大半を占めており、罹患時に軽症であっても、後遺症による相談が寄せられている。

3-1 相談者が訴える症状

(オミクロン株n=2,039、デルタ株以前n=3,857)



その他症状の具体例：全身症状（身体の痛み）、呼吸器症状（咽頭痛、痰、息切れ）、精神・神経症状（記憶力低下、集中力低下、不眠、頭痛）、その他の症状（動悸、腹痛、眩暈、食欲不振）

※ 1人の相談者が複数の症状をもつ場合があるため、複数回答あり。

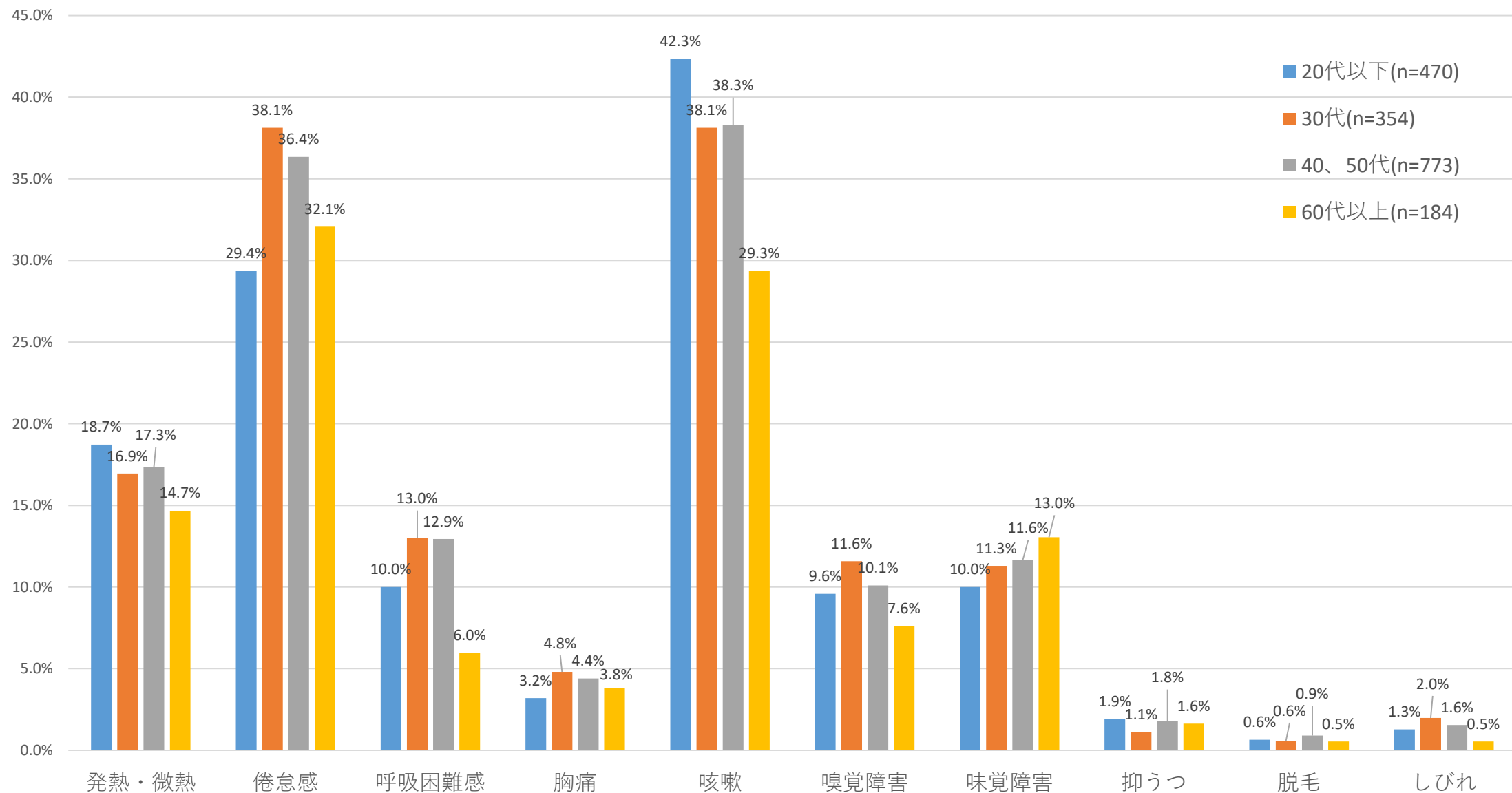
- **オミクロン株では、咳嗽（がいそう）（※1）が38.6%と最も高い割合で、デルタ株以前から16.4%上昇している。次いで「倦怠感」が34.0%と高い割合となっており、デルタ株以前から8.0%上昇している。**
- **一方、「味覚障害」「嗅覚障害」「脱毛」は、デルタ株以前から大きく減少（※2）している。**

※1 咳嗽（がいそう） = 咳（せき）のこと

※2 オミクロン株データは、陽性判明から3か月未満の相談がほとんどであるため、3か月以降にこれらの症状が新たに出現する可能性があることに留意が必要

3-2 相談者が訴える症状（年代別 比較）

(n=2,039のうち年齢未判明分を除く1,781)



○ 訴える症状の年代による顕著な差異はみられなかった。どの症状においても、20歳代以下の若い年代から60歳代以上まで、幅広い年代から症状の訴えがみられる。

4 まとめ

- オミクロン株感染者においても、**年齢や既往症の有無、コロナ発症時の重症度などに関わらず、後遺症に関する相談が寄せられている。**
- オミクロン株における症状の割合について、デルタ株以前のデータと比較すると、**咳嗽(がいそう)・倦怠感が増加し、味覚・嗅覚障害や脱毛が減少**している。
- **後遺症を予防する観点からも、コロナに罹患しないよう、日々の基本的な感染予防対策を行うとともに、ワクチン接種の積極的な検討を。**

(参考) 後遺症に関する普及啓発物・手引

【後遺症リーフレット】

- ・ 都では、後遺症の症状、体験談、データや相談窓口等を紹介する「後遺症リーフレット」を作成し、HP上で公開（令和3年6月～）

【新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント】（第1版）

- ・ 厚生労働省において、医療従事者等を対象とした後遺症診療のアプローチやフォローアップ方法についてとりまとめた手引きを作成（令和4年4月28日）



新型コロナウイルスの 後遺症について



新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかる可能性がある病気ですが、感染したときの症状は人によって様々です。同様に、感染時の症状の有無に関わらず、感染から回復した後にも後遺症として様々な症状が見られる場合があります。ロングコビット(LongCOVID)と言います。この後遺症は20歳代・30歳代でも発症する割合が高いなど、どの年代でも認められています。

後遺症の原因としては、自己抗体、ウイルスによる過剰な炎症(サイトカインストーム)、活動性のウイルスそのものによる障害、不十分な抗体による免疫応答などが考えられていますが、明確にはなっていません。このため、後遺症の治療には長い時間がかかる場合もあり、感染から1年経過後も症状が見られる場合があります。

後遺症が疑われる場合は、かかりつけの医療機関、保健所、相談窓口等(詳細は裏面参照)で相談してください。

体験談

体験談 - 1

パートナーから感染して、半年がたちます。嗅覚はだいぶ戻ってきましたが、味覚はまだ戻りません。不安な日々を過ごしていますが、できることをやっています。いこうと思います。(20代・Kさん)



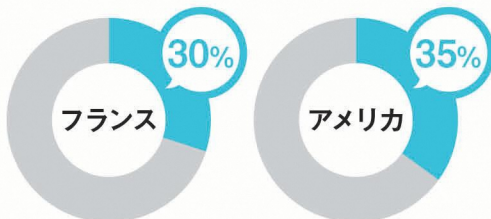
体験談 - 2

発熱やのどの痛みがありましたが、その後、全身倦怠感がなかなか回復しません。仕事に行くのも出来ない状況ですし、医療機関に十分な情報がなく治療にも時間がかかっています。(40代・Nさん)



後遺症に関するデータ紹介

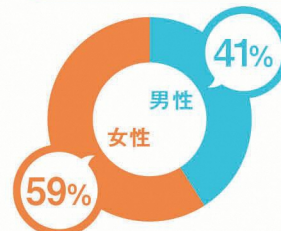
世界各国の状況



出典:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第4・2版」

フランスでは、回復者120人の約30%に記憶障害等の症状がみられ、アメリカでは患者270人の約35%が、診断から2~3週間経過後も「普段の健康状態に戻っていない」との調査結果が出ている。

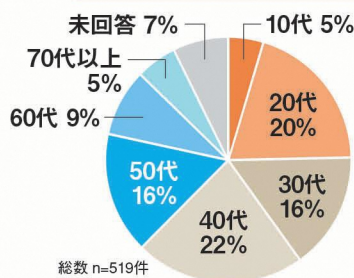
後遺症患者の男女比



コロナ後遺症(疑いも含む)で診療した患者のうち、約59%が「女性」である。

データ提供:ヒラハタクリニック

相談者の年代

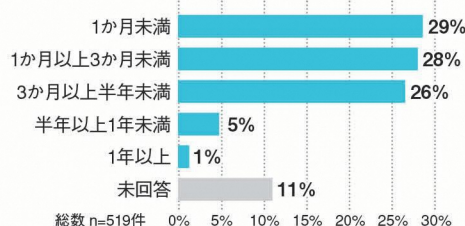


「コロナ後遺症相談窓口」の相談者のうち、63%が40代以下の方となっており、若い年代からの相談も多い。

データ提供:東京都病院経営本部(都立・公社病院「コロナ後遺症相談窓口」相談状況(令和3年5月末時点))

総数 n=519件

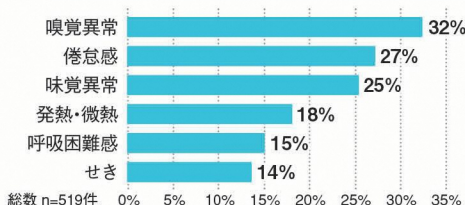
コロナ陽性判明から相談日までの経過日数



コロナ陽性判明から1か月未満~半年未満までに相談する方が多い。

データ提供:東京都病院経営本部(都立・公社病院「コロナ後遺症相談窓口」相談状況(令和3年5月末時点))

相談者の主な症状



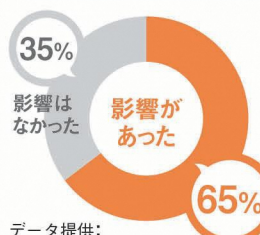
相談者の症状は、嗅覚・味覚異常、倦怠感など様々である。

総数 n=519件

※1人の相談者が複数の症状をもつ場合がある。

データ提供:東京都病院経営本部(都立・公社病院「コロナ後遺症相談窓口」相談状況(令和3年5月末時点))

労働に対する影響率



後遺症(疑い含む)の患者992人のうち、65%の人に労働に対する影響があった。(最も状態が悪い時点での影響)

[休職] 395人 [時短・在宅] 102人
[休みながら就業] 110人
[解雇・退職等] 43人

データ提供:
ヒラハタクリニック

症状紹介

新型コロナウイルスの感染から回復しても、様々な症状が後遺症として現れています。また、同時に複数の症状が現れる場合もあります。

強い倦怠感

身体や精神的に「だるい」「疲れた」「疲れやすい」という軽い症状から、「体が鉛のように重く感じられる」といった強い症状まで様々な症例があり、さらに、重症化し「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群」に移行する事例も報告されています。



味覚・嗅覚障害

「味がわからない」、「においがわからない」「本来のにおいとは別のにおいを感じる」など、コロナ療養後も引き続き味覚・嗅覚障害が発症している事例が報告されています。



せき・たん

激しい咳が継続するなどの事例が報告されています。



呼吸困難

呼吸困難感など呼吸器症状が持続し、中には息苦しさで日常生活に支障をきたす事例も報告されています。



発熱

一般的な発熱のほかにも、長期間にわたって「微熱」が続くといった事例が報告されています。



抜け毛

感染中に症状が現れ、療養後も症状が改善しないといった事例が報告されています。



後遺症かなと思ったら

新型コロナウイルス感染症の後遺症への治療は、対症療法が中心となります。後遺症が疑われる場合は、激しい運動や無理な活動は避けて、かかりつけの医療機関や保健所等に相談してください。

後遺症は重症化するおそれもあり、悪化の予防のためにはご本人だけでなく、家族や職場など、周囲の理解も重要です。

また、都では、都立病院や公社病院において新型コロナ後遺症の相談窓口を設置しています。電話で症状等の相談をお受けし、症状に応じて医療機関等の受診につなげるなどの支援をしています。(相談無料)



都立・公社病院における 「コロナ後遺症相談窓口」

都立病院	大塚病院	☎ 03-3941-3211(代表)
	駒込病院	☎ 080-5933-4582(直通)
	墨東病院 ※予約制	☎ 03-3633-6151(代表)
	多摩総合医療センター	☎ 042-312-9163(直通)
東京都 保健医療 公社病院	東部地域病院	☎ 03-5682-5111(代表)
	多摩南部地域病院	☎ 042-338-5111(代表)
	大久保病院	☎ 03-5273-7711(代表)
	多摩北部医療センター	☎ 042-306-3161(直通)

※受付時間等はwebサイトでご確認ください。



監修: 賀来 満夫(東京iCDC専門家ボード座長)

作成: 東京iCDC 後遺症タスクフォース(五十音順)

大曲 貴夫(国立国際医療研究センター)

小坂 健(東北大学大学院)

小田口 浩(北里大学)

花木 秀明(北里大学)

平畑 光一(ヒラハタクリニック)

森岡 慎一郎(国立国際医療研究センター)

令和3年6月発行

編集・発行

東京都福祉保健局感染症対策部計画課

新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111(都庁代表)

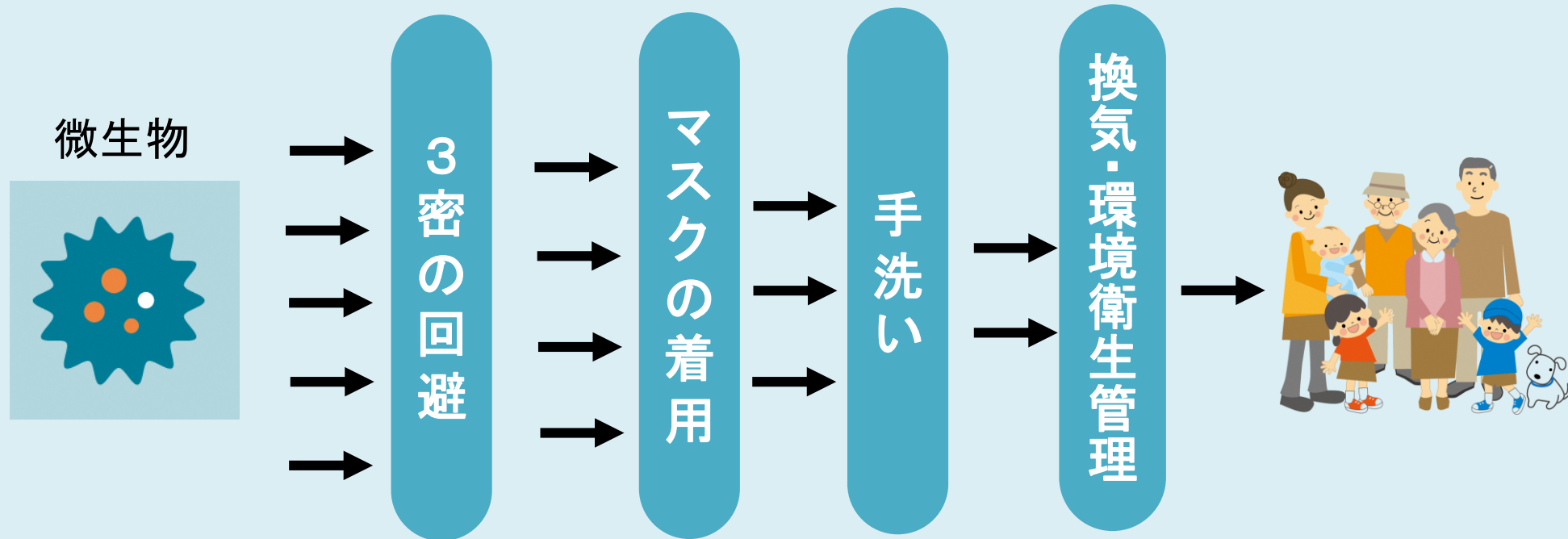
印刷 株式会社明祥

登録番号 (3)66

基本的な感染防止対策の継続

- ✓ 微生物の伝播を100%防ぐことは不可能
- ✓ **ワクチン接種**や**基本的な感染防止対策**の継続など総合的な感染防止対策によってリスク軽減を図っていく

《総合的な感染防止対策》

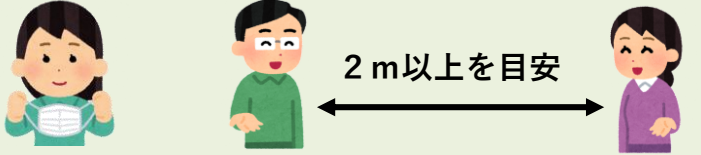








マスクの着用に関する基本的な考え方

- マスクの着用は、**基本的な感染防止対策として重要**
- マスク着用を考える際の感染リスクを考慮にいった**3つのポイント**

「身体的距離」が確保できているか	感染経路の一つである「飛沫」は、 1m～2m先まで届く とされているため、感染者との距離は、目安として 2m以上確保することが重要 です。
「屋外」か「屋内」か	屋外では、 空気の循環 により、屋内と比べると 感染リスクが低くなります 。
会話を行う/会話をほとんど行わない	会話や発声により感染が伝播 することもあります。 会話がなければ感染リスクは低くなります 。

様々な場面におけるマスク着用について

屋外	距離が確保できる ※2 m以上を目安	距離が確保できない
会話を する	 <p>2 m以上を目安</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・近い距離で会話 するような場面
会話を ほとんど 行わない	 <ul style="list-style-type: none"> ・公園での散歩やランニング、サイクリングなど離れて行う運動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び 	 <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合 

屋内(注)	距離が確保できる ※2 m以上を目安	距離が確保できない
会話を 行う	 <p>※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可</p>	
会話を ほとんど 行わない	 <ul style="list-style-type: none"> ・距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞  <p>2 m以上を目安</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤電車の中 

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※ 夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨

※ お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する